

## 「県平和委員会・学習交流集会」を開催！ 青少年会館で！

# 全県から34名が参加して、交流を深める！



3月11日（土）、県平和委員会は「16年度・学習交流集会」を、県青少年会館で開催しました。当日は東日本大震災の6周年に当たり、水戸駅南口や東海駅などで、メモリアル行事や東電福島原発過酷事故の補償や原発はいらない等の行事が目白押しでした。そんな中で、地域では会員が分担して参加するなどの配慮をしてくれました。全部で34人の参加がありました。皆さんご苦労様でした。なお司会は海老沢事務局次長でした。

### ■ 全員で黙とうを捧げて開会しました。 堀江代表の発声で！

開会に先立ち堀江代表の発声で、6年前の東日本大震災で21,000人を超える犠牲となった多くの方を偲んで、全員で黙とうを捧げました。「昨日、安倍政権南スーダンから自衛隊の撤収を表明した。私たちの運動が安倍政権を追い詰めたと言える。安倍政権は共謀罪をつくって国民の声を押さえつけることを狙っている。このような情勢の中で、平和を守り、憲法を守る運動を進める平和委員会の活動が今こそ求められている。」と挨拶しました。



### 「共謀罪その危険な中身」を講演

丸山幸司弁護士（水戸市 はばたき法律事務所）

丸山弁護士（水戸市 はばたき法律事務所）は、「私も実は平和委員会の会員です」と自己紹介。講演はパワーポイントを駆使して、「共謀罪その危険な中身」を、非常にわかりやすく話してくれました。（詳細は別掲）

### ■ 情勢報告

集会の趣旨と情勢について、木村事務局長が情勢について報告しました。その後、草の根の取り組みや仲間づくりなどについて、4つの平和の会からの報告を聞きました。



## 地域の平和の会から 活動の報告！

### ■ 東海第二原発は再稼働させたら終わり！ 荒川照明さん（桜の街日立平和の会）

東海第二原発再稼働させたら終わり。老朽化した本当に危険な原発だ。万が一の場合は故郷がなくなる。「東海第二原発ストップの会」で集まって反対運動を進めている。また日立市にいたので「日立市民の会」でも月1回の宣伝行動をやっている。また月1回、東海村内で戸別訪問を行っている。訪問して話合くと「再稼働に反対」という。しかしなかなか立ち上がらない。一方「第二原発問題相談会」が立ち上がって、会の作成した廃炉チラシを2ヶ月に1回、村内15000戸に全戸に配布している。1月と3月にやった。さらに平和委員会では昨年12月28日から、毎週水曜日に宣伝カーによる宣伝活動を継続している。また戦争法反対なども含めて週に3日くらい取り組んでいる。

### ■ 市内の6団体が協力して進む運動！

峠野昭寿さん（美和・緒川平和の会）

美和・緒川平和の会が呼びかける形で、市内の6団体が協力していろいろな運動を進めています。戦争法反対、平和行進、原発廃炉のポスター貼り出しもしました。今年2月に行なわれた東海村内廃炉大型ポスターの貼り出しは、軽トラック4台を連ねて参加しました。

ヒバクシャ署名では、昨年7月から8月、参加できる人を募り、3人ほどが1組になって団地を中心に訪問。650筆以上を集約するなど大きな成果を上げました。総会終了後、全会員が集まるバーベキューや忘年会などの企画も実施しています。現在は会員の高齢化が問題になっています。みなさんの知恵をお借りしながら、活動を継続していきます。

## 美和・緒川平和の会

# 「東海第二原発稼働20年延長反対」を請願！

美和・緒川平和の会は、2月20日（月）に常陸大宮市議会に「東海第二原発稼働20年延長反対」の請願を行いました。議会では「前に提出された廃炉請願と同じではないか」として低調な議論に終始し、請願を継続審議としました。

東海第二原発は、1978年11月8日に稼働した沸騰水型の古い原発で、原発は当初から30年稼働を前提設計されていました。圧力容器の中性子脆性の試験片が30年分しか装填していなかったことからハッキリしています。6年前の東日本大震災で東電福島原発の過酷事故が発生した際、当時の民主党政権が「原発の稼働は40年とする」という方針に乗って、「20年稼働延長」を狙っていました。

70年代に建設された原発は全部で11基あります。過酷事故を起こした福島原発を含む10基はすでに廃炉になっています。東イギリスなどでは20年から25年で廃炉です。

東海村やその周辺では「東海第二原発の稼働やめよ」「20年延長稼働反対」の声が大きくなっています。東海第二原発問題相談会（T2相談会）では独自チラシを作成し、平和委員会を含む近隣の仲間とともに、東海村全15000戸に2ヶ月毎に配布しています。

2月に平和委員会と周辺の人たちで東海村内に320枚の大型ポスターを張り出しました。20年延長をもし許せば、過酷事故の可能性は非常に大きくなります。9月には東海村村長選があり、同じ日程で県知事選があります。美和・緒川平和の会は、東海原発稼働反対の力を結集し、地域の反対運動を更に強める意思を固めさらなる運動に取り組んでいます。



## 平和新聞

2017年3月25日（土曜日）

2135号（毎月5,15,25日発行）

1950年12月16日第三種郵便物許可 発行 **日本平和委員会**  
1部140円 月額400円 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館  
（郵送料月額120円）電話03(3451)6377 FAX03(3451)6277

## 平和かわら版

平和新聞茨城版 No. 773  
2017.3/25

発行：茨城県平和委員会 〒310-0912 水戸市見川5-127-281  
Tel/Fax 029-251-2806 E-mail ibahei@amber.plala.or.jp

## ■ 下妻市にも市民連合を結成するぞ！ 青木勇さん（平和の会 しもつま）

1月22日の開催された衆議員1区市民連合の結成総会に7人が参加しました。その後の集まりで「根っこを下に伸ばそう。自分たちの活動地域で市民連合を結成しよう」という結論になりました。1区市民連合の共同代表は錚々たるメンバーです。下妻市でも「これぞ」という人を押し立てて結成しようと思いました。しかし2ヶ月立ってもうまくいかない。再度の話し合いを行いました。そして「私たち平和の会がまずまとまって、声を掛けよう。まず準備会を作ろう。そこから動かない」という事になりました。もちろん個人が参加する形です。これから趣意書を作成して呼びかけます。ノウハウもよく分かりませんが、取り組みの中で形が見えてくると思います。下妻市に知人がいたら紹介して下さい。

## ■ 平和行政についての要望書を市に提出、 「東海第二原発の再稼働を考える」 田中詔さん（笠間平和の会）

今回初めて友部平和の会と一緒に、市長への平和行政への取り組みについての要望書を提出し、市長との懇談を実現するよう要望します。石岡平和の会のやり方に倣って、先に要望書を作成して市長あてに提出（13日予定）し、要望書に対する回答を受けた後に、市長との懇談の機会を持てるように要望します。

また、市民でつくる「東海第二原発の再稼働を考える会」主催で、4月16日（日）、元東海村村長の村上達也さんと一緒に、東海第二原発の再稼働を考えるようという趣旨の集いが開催されます。場所は友部公民館の大ホール。240人入ります。是非参加して下さい。

## ◎ 分科会はA班とB班に分かれて、 みんなが発言！

午後1時15分から分科会。A班の司会は藤田さん（北茨城）記録は柳岡さん（内原）、B班の司会は大沢さん（土浦）記録は伴野さん（石岡）にお願いしました。15時30分まで2時間15分の長丁場でしたが、楽しく語り合うことができました。

A班では「30代から50代の間に何をやってきたか。自己紹介を含めて語りましょう」をやりました。平和委員会の会員としてお互いにわかっているつもりでもわかっていたことや、お互いが「活動の原点」を理解しあうことができ、大いに盛り上がりました。

## ◎ 分科会の話し合いの内容を全体会で報告

全体会は15時30分から。A班、B班の担当から取り組み報告がありました。

## ◎ 閉会挨拶

最後に水野代表理事から閉会挨拶。「共謀罪を上程させない運動を強化しよう。5月18日（日）の県平和委員会大会までに仲間を一人以上増そう。数の力と団結の力で平和運動をさらに進めよう」と訴えました。16時15分に閉会となりました。



## 5月末に南スーダンから 陸上自衛隊撤収を決定！

安倍政権は3月10日、南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派兵している陸上自衛隊を5月末に撤収させることを決定しました。自衛隊の撤退決定は、派兵に反対する世論の高まり・批判の声が大きな力を発揮したものです。これは大きな成果です。今後とも日米軍事同盟強化の道をストップさせるため、ともに頑張りましょう。

## 共謀罪その危険な中身

弁護士 丸山幸司さん

### ■ 3度も廃案になったいわくつきの付きの共謀罪

2002年に法制審議会で検討され、03年に法案を提出された共謀罪は廃案、その後提出されるも、05年、09年と3回も廃案となっています。また「実際に行われた行為に対して処罰をする」という近代法にも反することや、法務省もホームページで「我が国の法的原則と相いれない」と言うことも明らかにしました。

### ■ 条約に関係するにしても「国内法の原則を変えることは必要ない」

また安倍政権は、国際組織犯罪防止条約をテロ等防止罪導入の根拠としているが、広く国内犯罪について共謀を処罰させる必要はないといえます。またこの条約に関する立法ガイドでは「締約国の国内法により定められる」としており、国内法の原則を変えることは必要ありません。この条約を締結することによって国内法を整備した国はノルウエーなど少数の国です。またアメリカでも「共謀罪は政府によって乱用される危険がある」その危険性が指摘されています。

### ■ 「警察側が、『疑いがある』と思えば、捜査対象にされる」 暗黒社会に！

また、具体的には労働組合の賃金交渉で組合側に「社長がウンというまで缶詰めにしよう」という合意があった場合、組織的監視の共謀罪。フリーマーケットのチラシに使う写真を雑誌から取ろうと相談すれば著作権法違反の共謀罪。フェイスブックで辺野古の新基地を座り込みで阻止しようと呼び掛けられ、「いい



ね」すれば、組織的業務妨害罪の共謀罪。マンションの管理組合が近くの別の大型マンション建設に反対し、「バリケードをつくって止めよう」と相談すれば組織的業務妨害罪の共謀罪など、捜査の拡大が懸念されます。

### ■ 共謀罪がなくてもこんな現実が！ 成立すれば権力を批判すらできない社会に！

盗聴法の改悪もすでに実施され、対象者の車にJPSを秘密裏に設置して行動を把握するなどの警察は行っています。プライバシーの侵害も常態化します。これらの懸念は単なる懸念でなく、岐阜・大垣警察の市民監視事件、自衛隊の情報保全隊事件、大分府警察署の盗撮捜査事件などの事例を考えると、実際に行なわれる可能性は大きくなります。

### ■ 共謀罪の国会提出を許さないために、学習と反対の運動を早急に！

共謀罪の成立を許せば、「相談しただけで処罰」「一般人のメールやLINEも捜査対象」の危険性があります。国家権力が監視する社会をつくる狙いを、学習し反対の運動を広げることが重要です。運動の広がりが潮目を変えます。

自民一強体制のなかでも理解と共感広がります。共に行動することが重要です。